

## 定期購入に関する相談が 増えています!!

シニア世代  
にも!

SNS (LINE、インスタグラムなど) を見ていたら『初回お試し500円』というシミ取りクリームの広告が表示された。「500円なら」と思い注文をした。しかし翌月同じ商品が届き、高額な請求書も同封されていた。必要ないので解約しようと事業者に電話をしたが、混みあっていて全くつながらない。解約できないままでいると「3回目の商品の発送準備が完了した」というメールが届いてしまった。(市内 70代女性)



### 定期購入について

- ・定期購入とは一度申し込みば、毎回注文しなくても定期的に決めた個数（毎月1個など）の商品が届く仕組み。
- ・「お試し〇円」「初回無料」などといった広告を見て1回だけのつもりで注文したが、実は定期購入だったという場合があります。
- ・商品は化粧品、ダイエットサプリメント、健康食品、電子タバコなど様々。
- ・2回目以降は定価となり、すぐに解約したくても「〇カ月継続が条件」となっている場合が多いです。
- ・最近は「回数縛りなし」となっている広告も多くありますが次回発送までの期間が短くて解約の連絡が間に合わなかったり電話が混み合っていて連絡が取れないといったトラブルもあります。
- ・テレビショッピングがきっかけの場合もあります。

#### ポイント

- ・注文する前に「定期購入かどうか」や「解約条件」を必ず確認し、納得できない点があれば注文しないようにしましょう。
- ・契約先事業者からご様子伺いの電話があり、そこで新たな商品を勧められ購入してしまうこともあります。必要なければ、きっぱりと断りましょう。



飯田警察署 ☎ 0265-22-0110

飯田市消費生活センター 消費者ホットライン  
☎ 0265-22-4530 [局番なし] 188 (いやや)

不安を感じたら  
早めに  
相談しましょう